

# 公立大学法人公立鳥取環境大学特別任用教員規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第31号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）に教育・研究の向上を図るために置く特別任用教員について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する特別任用教員の任用、服務、給与等については、別に定める場合を除いて、この規程の定めるところによる。

## (資格)

第2条 特別任用教員とは、教学上特に必要と認められた者で、職務、給与及び定年の適用について特別の取扱をすることを条件として任用された者をいう。

2 特別任用教員の職は、その業績等を考慮し、特任教授、特任准教授又は特任講師とする。ただし、公立大学法人公立鳥取環境大学非常勤職員等就業規則第2条第1号に規定する教員については、非常勤特任教授、非常勤特任准教授又は非常勤特任講師とする。

3 特別任用教員は、法人以外の専任教員となることはできない。

## (選考及び任用)

第3条 特別任用教員の選考については、公立大学法人公立鳥取環境大学教員採用及び昇任の手続きに関する規程第2章に規定する選考基準によるものとし、採用手続きは第3章に規定する手続きによるものとする。

2 特別任用教員の任用については、人事委員会の議を経て、理事長が決定する。

3 特別任用教員に任用される者は、特別任用教員就任承諾書（別記様式）を、理事長に提出しなければならない。

## (任用期間)

第4条 特別任用教員の任用期間は2年以内とする。

2 教学上必要と認めた場合、理事長は1年毎に任期を更新することができる。ただし、当初の採用日から起算して5年を超えることはできない。

## (職務)

第5条 特別任用教員は、教育・研究・学生指導に従事することをその職務とする。

2 特別任用教員は、毎週4日以上勤務し、授業時間数は1週3コマ（6時間）以上とする。

ただし、特別の理由がある場合は、理事長は勤務日数及び授業時間数について別に定めることができる。

## (給与)

第6条 特別任用教員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 基本年俸は、勤務条件・年齢・業績等を考慮して、600万円以内で理事長がこれを決定する。

3 基本年俸は、その12分の1を月額基本給として、毎月支給する。ただし、特別の理由がある場合は、理事長は支給の方法について別に定めることができる。

## (諸手当)

第7条 特別任用教員に支給する手当は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第2条第1項に規定する手当（第2号から第8号までに規定する手当を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、鳥取市若しくはその近郊に居住し通勤する場合に限り、理事長は、職員給与規程第2条第1項第3号に規定する住居手当及び同項第4号に規定する通勤手当を支

給することができる。

(個人研究費)

第8条 特別任用教員には専任教員に準じて個人研究費を配分することができる。ただし、特別の理由がある場合は、理事長は専任教員に配分する額を上限として研究費の配分について別に定めることができる。

(校務)

第9条 特別任用教員は、教授会の構成員としない。ただし、学長が必要と認める特別任用教員については、教授会の構成員とすることができる。

2 特別任用教員は、原則として第5条第1項に規定する職務以外の業務(以下「校務」という。)を免除する。ただし、学長が特に必要と認める場合は、校務への従事を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別任用教員の任用等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第26号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第19号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規程第9号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

## 特別任用教員就任承諾書

年 月 日

公立大学法人公立鳥取環境大学  
理事長 様

氏 名

印

私は、公立大学法人公立鳥取環境大学特別任用教員規程により、特別任用教員〔 〕として、下記の任期及び職務で就任することを承諾します。

### 記

1 任 期 年 月 日から 年 月 日まで

2 職 務

別記様式（第3条関係）